



スイス税制の概要

10

10.1	法人課税.....	105
10.2	税率の国際比較.....	108
10.3	個人課税.....	109
10.4	源泉税(WHT).....	112
10.5	付加価値税.....	113
10.6	その他の税目.....	116
10.7	租税条約.....	117
10.8	税制法案17.....	117
10.9	移転価格税制.....	117

スイスの税制は国の連邦構造を反映しています。スイス連邦は、主権を有する26の州から構成され、2,222の市町村があります。連邦憲法は、連邦政府によって独占的に留保されている税目を除き、全州が課税権を持つと定めています。そのため、スイスの税制は連邦レベルと州／市町村レベルの2段階になっています。ここ数年で実施された所得税改革により、課税所得の決定、控除項目、課税期間、課税方法など、州の税法の形式面での調和が図られました。しかしながら、州と市町村は、特に適用税率の決定において自由裁量権を持ちます。そのため、州／市町村によって税負担に大きな違いが見られます。

10.1 法人課税

10.1.1 法人税：連邦レベル

連邦レベルでは、法人(資本金会社)および協同組合の税引後利益に対して一律8.5%の法人税が課されます。協会、財団などその他の法人、投資信託に対する税率は、一律4.25%です。連邦レベルでは、資本税はかかりません。

納税義務者

課税対象者には、スイス国内に所在する法人(内国法人、スイス法人)、有限責任会社、合名会社／合資会社、協同組合、財団、不動産を直接保有する投資信託が含まれます。人的会社(パートナーシップ)は、課税上透明な事業体として扱われるため、社員個人が課税されます。登記上の本社や実際の経営がスイス国内で行われている企業は、スイスに拠点を置いていると見なされます。

課税所得

内国法人については、法人の全世界所得がスイス法人税の課税対象となります。ただし、スイス国外の恒久的施設、または不動産(移動できない資産)に帰属する所得は除外されます。これらの所得は、スイスでは課税の対象に含まれません。しかし、これまでのように、累進税率を採用する各州の累進課税を考慮に入れる必要があります。

外国法人については、スイス国内源泉所得、すなわちスイス国内における事業、恒久的施設、不動産を源泉とする所得やキャピタルゲインについてのみ課税されます。不動産を源泉とする所得には、不動産取引による利益も含まれます。

原則として、内国法人の法定財務諸表上の利益、また外国法人のスイス国内支店の財務諸表上の利益が、課税所得の計算のベースとなります。代表的な税務調整項目としては、配当収益およびキャピタルゲインの資本参加の際の間接的な免税、税法上必要とされる各種の修正、繰越欠損金の利用(繰越期間は7年)が挙げられます。以上の調整項目を除けば、法定財務諸表上の利益と課税所得の乖離はほとんどありません。一般に損金算入できるのは、減価償却費、税金、支払利息、管理・サービス手数料/ロイヤルティなどです。管理・サービス手数料とロイヤルティに関しては、独立企業間価格である(アームズ・レングス原則に則っている)ことが損金算入の条件となります。

「スイスは、ビジネスと経済のニーズに合った現代的な税制を提供します。」

過少資本税制

スイス連邦財務省税務局は、過少資本税制に関する認定基準を定めています。これは関連会社からの借入金に適用されます。この規則は、第三者からの借入金には適用されません。つまり、資本金に基づく独自のテストで、資金が適切に調達されているかを見極めているのです。過少資本税制では、資本は一定の自己資本比率(通常は適正な時価による比率、ただし時価を下回る簿価でも可)を保持していなければならないとしています。

税務局が規定する率に従って算出された一定の基準額を超える関連会社からの借入金は、自己資本として再分類されて課税資本に加えられ、州・市町村の資本税が課されます。ただし特例として、借入資本比率が適切であると証明された場合は除きます。加えて、借入金利息の損金算入については、関連会社からの借入金に過少資本認定基準の金利を乗じて決められます。借入資本比率が適切であるという証明がなされない限り、基準額を超える関連会社借入金に対する利息の支払は損金に算入されません。また、こうした利息は隠れた利益分配とみなされ、源泉徴収の対象となります(税率35%)。

連結納税制度

スイスでは、法人税目的で単体納税制度が適用されています。連結納税は認められておらず、導入される予定もありません。

グループ組織再編

グループ組織再編は、税法を補完する形で、法的基準と共に各々の税務基準を構成する合併法に準拠します。

一定の条件を満たし、資産がスイス国内にとどまり、資産及び負債の簿価が変動しなければ、非課税で組織再編を行うことができます。

10.1.2 法人税：州と市町村レベル

ほとんどの税法は、州・市町村レベルで税制が調整された結果、連邦レベルの法人税法と一致、または極めて類似しています(資本参加を源泉とする所得税免除、繰越欠損金、過少資本税制など)。

スイスにおける法人税制の概要

法規に従って課税された企業が支払う実効税率(スイス政府への直接税と州および市町村民税を組み合わせたもの)は、12.43%から24.16%の間で推移します。この数字は、州および市町村によって変化します。

特別税制

連邦税法と異なり、すべての州税法は特別税制を定めており、連邦税制調和法に規定されている条件を満たしている場合に適用することができます。以下に挙げる特別税制は、税制法案17を機に新たな措置に置き換えられる予定で、ビジネス拠点としてのスイスの魅力を更に高めることとなります(10.8を参照)。

www.s-ge.com/corporate-taxation

スイスにおける法人税制の概要

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、日本語

A) 持ち株会社

グループ会社の株式を長期的に保有および管理することを付随定款に主目的として定めているスイス企業(または外国法人の恒久的施設)は、税務上、持株会社として取り扱われます。更に長期にわたり、持株会社の資産の3分の2以上が保有株式または資本参加であるか、全所得の3分の2以上が保有株式や資本参加による所得(配当所得またはキャピタルゲイン)でなければなりません。

上記条件のいずれかを満たす持株会社は、すべての州と市町村で法人税が免除されますが、スイスの不動産を源泉とする所得は例外となります。原則として、持株会社の実効税率は7.83%(連邦法人税率)で、これは配当金およびキャピタルゲインの優遇税制を考慮する前の税率です。また、州・市町村レベルでは、資本税の軽減税率が適用されません。

B) ミックスカンパニー(混合会社)

州によって名称は異なりますが、国際的には「ミックスカンパニー」と呼ばれています。

ミックスカンパニーは国内である程度までの営業活動を行うことが認められています。原則として、営業活動からの所得の80%以上がスイス国外源泉所得であることが要件となります。すなわち、スイス国内源泉所得の上限は20%です。加えて、多くの州では、コストの80%以上が国外の営業活動に関連していなければならないと定めています。

上記の条件を満たしていれば、次の規定に沿った税務上の取扱いを受けることができます。

- 資本参加を源泉とする所得(配当金、キャピタルゲイン、再評価益など)は州・市町村の課税対象から外れます。
- その他の国内源泉所得は、通常の税率で課税されます。
- 国外源泉所得の一部は、スイスで行われている事業活動の程度に応じて、州・市町村の所得税が課されます。
- 事業目的として認められ、経済的に特定の所得および収益に関連する支出は控除が認められます。特に、資本参加による損失は、資本参加を源泉とする課税所得(すなわち、非課税とされない所得)のみが相殺されます。
- 資本税については、軽減税率が適用されます。

10.1.3 資本税

年ベースの資本税は、州・市町村でのみ課されます。原則として、資本税算定のベースとなるのは、会社の純資産(資本金、資本剰余金、法定準備金、その他積立金、繰越利益剰余金)です。課税ベースには、税務上損金不算入とされた引当金、その他未開示の積立金、スイスの過小資本税制において資本の特徴を有するとされる借入金が含まれます。一部の州では、州法人税を資本税から控除することができます。

税率は州および法人の税務上の取扱いによって異なります。2017年度の税率は、通常の課税方法で課税される会社に対しては0.0010% - 0.5250%、特別税制が適用される会社に対しては0.0010% - 0.4007%です。

10.1.4 優遇税制

要件を満たす新規投資に対して、最長10年間の税の軽減措置が州と市町村のレベルで適用されます。また特定の地域では、連邦レベルでの適用が行われることもあります。

連邦レベル

連邦政府は、企業の集中度が低い地域や経済力が弱い地域に優遇措置を設けており、このような地域では、10年を上限に法人税の減免措置が受けられます(14.2.2を参照)。

製造関連雇用の創出、既存のビジネスと競合しないなどの一定の条件を満たす投資プロジェクトにも、税優遇措置が適用されます。これは、例えば産業を呼び込み新しく雇用を創造する一方で、互いに競合相手にならないという安全性を保証するものです。

州と市町村レベル

ほとんどの州は10年間の上限に、州・市町村税の一部または全額を状況に応じて免除しています。特に、新たな事業の創出や、州にとって特に経済的重要性が高い事業拡大プロジェクトについては、優遇措置が適用されます。最も重要なポイントは、現地での新規雇用の創出に関連して優遇措置が適用されるということです。ほとんどの州で最低10人から20人の新規雇用が求められています。

10.2 税率の国際比較

総合公的負担率(TTR)を他の主要先進国と比較すると、スイスの税制は常に国際的に非常に競争力のある制度となっています。総合公的負担率(TTR)は、会社の税負担合計額と強制的拠出の合計を企業収益で割った比率をパーセントで表したものです。税負担合計額は、控除項目を差し引いた後の全税金、および未払いの拠出の合計です。

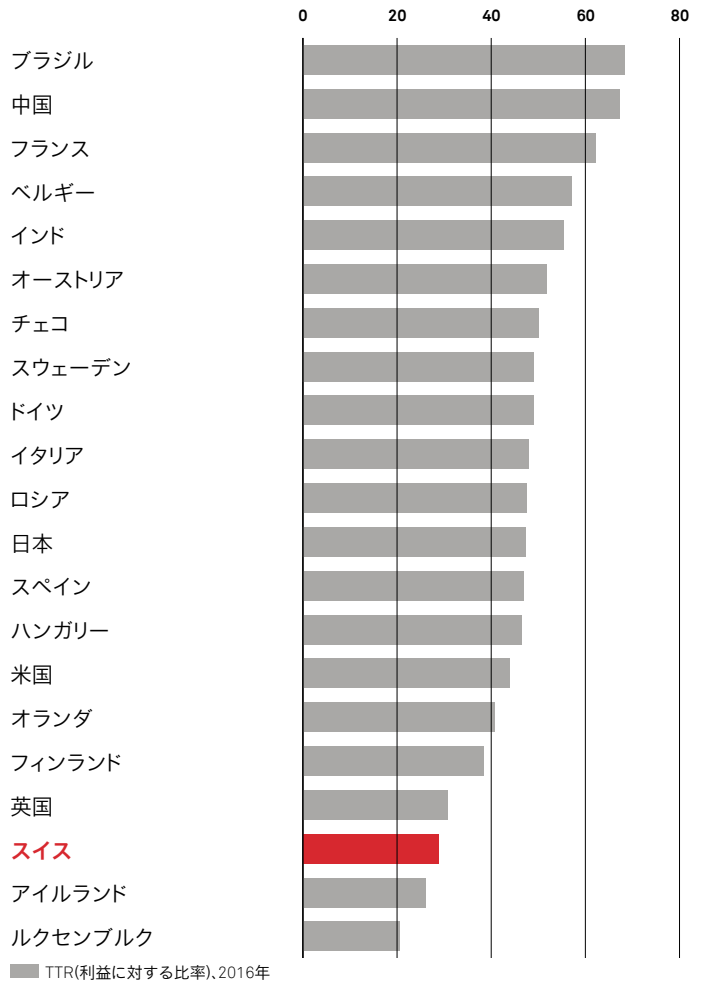
TTRの計算に用いられる税金および拠出は、以下のように分類されます。

- 収益税および所得税
- 雇用主が支払う社会保険料、雇用税(年金基金などの民間団体に支払われた場合でも、すべての強制的拠出が含まれます)
- 富裕税
- 売上税(連鎖的な売上税、その他の回収不能な付加価値税(VAT)などの消費税)
- その他の税金(市町村税、自動車税、燃料税など)

スイスの税制は、法人のみでなく個人にとっても国際的に大変有利な制度になっており、個人納税者の場合も国際比較のうえで税負担は相対的に低くなっています。

総合公的負担率、2016年 (利益に対する比率：%)

(図42)



出典：ブライスウォーターハウスコーパス(PwC)、2017年

10.3 個人課税

10.3.1 所得税

納税義務者

スイス国内に永住または一時居住する個人には、連邦と州および自治体レベルで納税義務があります。一時滞在とは、該当期間中に連続か断続かを問わず、スイス国内でa) 30日間以上就業、または、b) 就業せずに90日間以上滞在することを指します。スイスの税制では、通常のパートナーシップの場合、各パートナーが個人として納税義務を有しています。

夫婦の所得は合算し、家族課税の原則に従って課税されます。この原則は、市民パートナーシップ登録者にも同様に適用されます。扶養未成年者の所得は成人の所得に加算されます。未成年でも就業している場合、所得は例外的に別途課税されます。

スイス連邦と州および自治体の所得税は、納税者が暦年ごとに提出した所得税申告書をベースに査定されます。この査定および課税・徴税は、州の税務当局によって行われます。

スイスに住所を持たない個人は、スイス国内からの所得に対する税金にのみ、納付義務があります。

課税所得

スイスに住所を持つ個人は、全世界からの所得に納税義務があります。ただし、国外で行っている事業の所得、国外にある恒久的施設および不動産を源泉とする所得は、課税を免除されており、適用税率を決定するためにのみ考慮されます(累進付免除)。全世界所得には給与所得、自由業所得、失業手当、年金、その他補助金、動産および不動産を源泉とする所得が含まれます。国内にある賃借人が存在する物件からの家賃収入も課税所得に入ります。

相続、贈与、夫婦財産権、民間または公共の財源からの補助金など、ある特定の種類の所得は非課税です。しかし、条件によっては、贈与税や相続税を支払わなければならない場合もあります(10.3.6を参照)。また、通勤交通費、社会保険費、グロス所得から特定の貯蓄プランに預金した額などを、必要経費として控除することができます。加えて、子供、保険料、共働き夫婦に対する追加控除を請求することもできます。控除の上限は州によって大きく異なります。借入金、住宅ローンなどの支払利息は、事業目的であれば全額控除が可能です。私的的目的の場合、個人資産の支払利息は、動産および不動産を源泉とした所得に50,000スイスフランを足した額を上限に控除が可能です。さらに、不動産価値の現状維持にかかる費用は控除が可能で、代わりに定額控除を適用することも可能です。

税率は累進課税制度に基づき、連邦レベルでの最高税率は11.5%です。各州は、課税率を各自で定めることができます。州の最高税負担は、州ごとに大きな差があります(州都では11.4-33.5%)。2011年度には、連邦レベルで家族向け特別税率が導入されました。これは夫婦向け税率を基に、子供1人ごとに追加控除が適用されます。

キャピタルゲイン

私有目的、事業目的の動産、不動産を源泉としたキャピタルゲインは、各自課税方法が異なります。私有動産の売却に伴うキャピタルゲインは非課税ですが、事業目的の動産の売却に伴うキャピタルゲインは通常の所得とみなされます。

損失

個人資産の損失とは異なり、事業資産の損失は控除することができ、7年間繰越が可能です。これは、この期間に残りの納税義務者の所得課税によって埋め合わせができないときに適用されます。

出資金配当

2011年1月1日以降、要件を満たす出資金は非課税となりました。また、源泉税(10.4)の対象にも所得税の対象にもなりません。2011年1月1日より前の出資の払戻しに対して既に適用されており、現在は、1996年12月31日以降の投資、保険料、株主割当の払戻しも非課税となっています。

源泉徴収

滞在許可証を保持しない外国人従業員は、所得に対し源泉徴収で課税されます。源泉課税対象所得が年間12万スイスフラン(ジュネーブでは年間50万スイスフラン)を超える場合、納税申告が必要です。それ以外の場合は源泉税のみです。しかし、別の手続きでの特別控除を従業員が願い出ることもできます。

外国に住居を保有する従業員は、国籍に関係なく源泉徴収で課税され、原則として納税申告は提出できません。

現在、源泉税に関する法律の改訂作業が行われています。今のところ、納税申告の対象となる課税所得基準の引き下げが予定されています。この他、スイスに居住していないが、ほぼすべての収入源がスイスにある者に関する手続きも議論されています。

10.3.2 富裕税

富裕税は、州税法とその税率に従い、州・市町村でのみ課税されます。課税対象は不動産・動産を含めた総資産で、証券、銀行預金、生命保険の償還額、自動車、非分配相続分なども含め、所得を生み出していない資産も課税対象となります。外国の企業やプラントの持分は、外国の不動産同様、富裕税の対象ではありません。ただし、該当する資産税率が累進課税の場合には、富裕税率計算のために考慮に入れられます。個人は、負債や免税分を総資産から差し引くことができますが、免税分は州ごとに異なり、また婚姻状況や当人の子供の有無によっても変わります。

州は独自に税率を決められますが、富裕税はほとんどの州において累進課税方式です。そのため税負担にはかなりの差があり、負担率も0.11%から1%と差があります。連邦政府による富裕税の課税はありません。

10.3.3 海外駐在員

駐在員とは、スイスに一時的に出向している国外からの管理職および特定分野の専門家(ITスペシャリストなど)を指し、駐在期間は契約上、最長5年に限定されている必要があります。駐在員は、スイス国内での滞在によって生じた経費について税控除を申請することができます。

駐在員が負担する費用で、控除可能なものは以下のとおりです。1) スイスとの間の往復旅費を含む引越費用、2) 国外に住居を有している場合のスイスにおける居住費、3) 公立学校が適切な教育条件を備えていない場合、未成年の子供が通う私立学校の学費。引越や住居の実費を証明するかわりに、納税者は毎月一括控除を求められますが、その額は州によって異なります。事業主が駐在員の業務関連費用を立て替えた場合は、駐在員の給与明細にその内容が記載される必要があります。

一時雇用から無期雇用に変更になると、駐在員としての税務上の恩恵を受ける資格は停止されます。

連邦政府が定めていた駐在員の特例は改正されました。改定後は有資格者の制限と控除の請求要件の厳格化を定めています。

10.3.4 越境通勤者

越境通勤者とは、スイス国外(ドイツ、フランス、イタリア、リヒテンシュタイン、オーストリア)に居住し、スイス国内で勤務し、居住地から毎日通勤する人を指します。

越境通勤者に対するスイスでの課税は、勤務地や居住地(自国・居住国)によって異なります。例えば、スイス-ドイツ租税条約は、課税権を二国間で共有することを定めています。勤務国では、越境通勤者のグロス給与の一律4.5%が源泉徴収されます。しかしながら、勤務国で源泉徴収されても、居住地での所得税が減免されるわけではありません(税額控除など)。また、越境通勤者が業務上の理由で国外の居住地に居られない日が年間60営業日を超えた場合、越境通勤者としての税務上の資格を喪失します。フランスからの越境通勤者については、州ごとに異なる協定があります。

10.3.5 一括税(ランブサム税)

連邦税法とほとんどの州税法は、一括税と呼ばれる特別な納税方法を規定しています。国内に居住する一括税の対象納税者は、全世界所得や資産をベースとした課税ではなく、国内の支出や生活費に基づいて課税されます。

一括税の適用申請資格を有する納税者とは、スイス国籍を持っておらず、スイスに初めて(または10年以上不在後に)居住または永住するが国内で就業していない人を指します。一括税は、スイスで働く意思のない、十分な経済力をもった個人を対象としています。

配偶者がスイスに移ってくる場合には、両人がともに入居税の適用資格条件を満たしていなければなりません。原則として、配偶者のどちらかを一括税による課税とし、もう一人を標準課税とすることはできません。

課税ベースは、国内外で納税者が負担した費用をもとに、年ベースで算出されます。納税者自身の費用のみならずスイスに居住している配偶者、扶養未成年者の費用も考慮に入れます。原則として、費用とみなされるのは食料、衣服、住居、教育、娯楽、その他生活に必要な費用です。算出方法は、居住を希望する州の管轄税務署によって決定されます。最低ベースは a) 賃貸の場合は家賃の7倍以上、持家の場合はスイスの住宅の基準価格、もしくは b) 納税者がホテル等の宿泊施設に滞在している場合には、年間宿泊費の3倍でなければなりません。納税者が複数の物件を保有または賃借している場合には、最高額の物件を基準とします。直接連邦税には、2016年1月1日以降、400,000スイスフランという所得税課税最低ベースが適用されています。

原則として、一括税を申請する納税者はスイスの居住者とみなされ、国外源泉所得については租税条約上の減免措置の適用を受けることが可能です。ただし、一部の租税条約は、減免措置の適用を源泉国からの全所得がスイスで通常課税される場合に限られています。一括税の廃止の賛否については、常に政治的なテーマであり続けています。一括税が実施される可能性がある州(2018年7月現在)：アールガウ、アッペンツェル・インナーローデン、ベルン、フリブール、ジュネーブ、グラールス、グラウビュンデン、ジュラ、ルツェルン、ヌーシャテル、ニトヴァルデン、オブヴァルデン、ザンクトガレン、ゾロトゥルン、シュヴィーツ、トゥールガウ、ティチーノ、ウーリ、ヴォー、バレー、ツーク。

10.3.6 相続税と贈与税

相続税と贈与税は、州間で調和されていません。そのため、各州は自由に課税することができ、両税法は各州で大きく異なります。シュヴィーツ州を除く全ての州が、特定の資産譲渡に関し相続税や贈与税を課しており、原則として、課税権は被相続人または贈与者が居住者であった州、不動産の場合は不動産所在地の州が有します。

相続税、贈与税のほとんどは累進税率で、原則として、被相続人または贈与者と受領者の関係、および受領額に基づいて決まります。全州で配偶者間の相続と贈与を非課税にしており、多くの州は親子間の相続も非課税としています。

10.4 源泉税(WHT)

連邦レベルでの源泉税は、スイス法人の配当金の総額(グロス)、スイスが発行した債券および類似の債務を源泉とする所得、スイスの投資ファンドによる特定の収益分配、スイスの銀行預金の受取利子が課税対象となります。

出資指針が2011年1月1日に施行されて以来、1996年12月31日より後に株主が出資し、申告および計上が正しく行われた出資金の払い戻しが、現在、基本資本の払い戻しと同様に扱われています。源泉税に関しては、通常、このような払い戻しは非課税です。個人の出資金払い戻し(株が私的財産として保持されている場合)は、現在は課税対象所得ではありません(10.3.1を参照)。

また、宝くじ当選配当金および保険配当金も源泉税の対象です(2013年以降は1,000スイスフラン以上を取得した場合)。

通常、債務者に納税義務があり、受領者に源泉税の全額または一部が還付されるか否かにかかわらず、源泉徴収が義務付けられています。還付は、納税者が所得税申告で関連所得を適正に申告した場合に限り可能です。その目的は脱税の防止です。納税者がスイス居住法人の場合には源泉税は還付され、納税者が個人の場合には所得税申告書の査定を通じて納税額から控除されます。

納税者がスイス非居住者の場合、源泉税は最終的に負担するコストとなります。しかし、受領者の居住国とスイスの租税条約や二国間協定に基づき、一部または全額が還付される場合もあります。

特定の配当金については、還付手続きを行う代わりに届出手続きで済ませることができます。

10.4.1 国内税率

配当には35%の源泉税が課されます。配当金にはみなし配当、債券および債券型貸付金の支払利子、銀行やノンバンクに至る類似の金融機関による支払利子も含まれます。通常の企業貸付契約に関連する支払利子には、源泉税は課税されません。また、国内の個人または法人が支払うロイヤルティ、ライセンス料、サービス料、類似の手数料には、独立企業間価格であれば(アームズ・レングス原則に則っていれば)、源泉税は課税されません。

10.4.2 租税条約に基づく税率

ほとんどの租税条約は、配当に課される税率35%の軽減税率を定めています。通常、ポートフォリオ投資家への配当には15%、会社の所有者への配当には0%、5%、10%のいずれかの軽減税率が適用されます。一部の租税条約は、スイスで生じた所得を受領者の居住国で課税するよう定めていますが、スイス国外で課税されない場合、軽減税率は適用されません。利子所得についても、大半の租税条約は、軽減税率(通常最高10%)を規定しています。また、一部の租税条約は全額還付を規定しています。

租税条約に基づく税の軽減は、申請者が実際に条約適用の資格を有することが前提です。

「多くの租税条約や二国間協定により、
スイス国外に居住する納税者には
源泉税の一部または全額が還付されます。」

10.4.3 スイス－EU協定

スイスとEUは、7項目から成るこれまでの二国間協定(2002年6月1日施行の第1次スイス－EU協定)に加え、2004年5月に8項目から成る第2次スイス－EU協定を締結しました。

この協定の1項目が貯蓄課税協定であり、EU貯蓄課税指令の規定と同様の措置を定められていました。スイスの同意を得るため、この協定には、当時施行されていたEU親子会社指令およびEU利子・ロイヤルティ指令とほぼ同じ条文が盛り込まれました。

この貯蓄課税協定によると、最低保有株式、保有期間などの諸条件を満たす場合、スイスとEU加盟国間で支払われる配当ロイヤルティ利子は源泉税の対象外となります(2005年7月1日以降)。

2017/18年度以降、貯蓄課税協定は新たな国際基準を導入しました。これは、課税における自動的な情報交換に関する基準(The Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information in Tax Matters)と呼ばれるものです。この基準は貯蓄課税だけではなく、全ての資本所得やトラストおよび基金にも適用されます(自動情報交換協定)。この貯蓄課税協定に関連する最低保有株式、保有期間などの諸条件を満たす場合、スイスとEU加盟国間で支払われる配当、ロイヤルティ、利子などの源泉税は、そのまま引き継がれます。

原則として、自動情報交換協定を含めた二国間協定は、2005年7月1日以降のEU新規加盟国(ブルガリア、ルーマニアなど)にも適用されますが、一部の新規加盟国については経過規定に留意する必要があります。

濫用または詐欺があった場合には、上記の自動情報交換協定の優遇措置の適用が拒否されることがあります。濫用や詐欺の防止のため、国内規定または協定に基づく規定の適用において、スイスとEU加盟各国双方によって自動情報交換協定の留保が明示されているためです。

配当、利子、ロイヤルティの支払いに関するより有利なスイスとEU加盟国間の租税条約の規定は影響を受けません。

10.5 付加価値税

スイスはEU加盟国ではありませんが、スイスの付加価値税(VAT)制度は、第6次EU VAT指令(「売上税に関する加盟国間の法令の調和に関する第6次理事会指令」)にならい、前段階税控除を認める非累積型の多段階課税方式で設計されました。したがって、スイスのVATは、連邦間接税としてほとんどの物品およびサービスに課税され、生産から販売までの各段階で徴収されます。物品およびサービスの提供者に納税義務があり、物品およびサービスの受領者が支払った対価に基づいて納税額が計算されます。

10.5.1 納税義務者

事業を運営するすべての法人あるいは個人、施設、法人格を持たない人的会社(パートナーシップ)や協会、機関など(利益を上げる意図があるか否かに関係なく、長期間、独立事業または専門的活動を通して売上がある)は、課税対象です。国内外からの課税対象売上高が年間100,000スイスフランを超える場合には、登録義務があります。スイス企業が親会社であるスイス国内の全恒久的施設は、親会社と共に1つの納税主体を構成します。外国企業が親会社であるスイス国内の全恒久的施設も課税対象機関です。スイス国内の全恒久的施設親会社とは、それぞれ別の課税法人としてみなされます。国外に本拠地がある企業でも、スイス国内の就業で年間10,000スイスフランの収入を超えた場合、「供給地は受領者の居住地」の原則のもとにスイス国内の課税対象者として登録する必要のない人々にも付加価値税を納める義務が発生します。

納税者の年間売上高(物品・サービスの供給による課税売上高)が10万スイスフラン未満(スポーツクラブおよび非営利団体の場合は15万スイスフラン未満)の場合、納税義務は生じません。しかし、納税義務の免除を放棄することもできます。納税者はスイス連邦税務局に登録すると、企業識別番号に基づくVAT番号が支給されます。企業識別番号にVATを加えたものがVAT番号となります(例: CHE123.456.789 VAT)。2014年1月31日以降は、企業識別番号に基づくVAT番号のみが有効となり、以前使用されていた6桁のVAT参照番号は廃止されます。本拠地が他国にあり、納税の義務が無い企業での就労のために国内のVAT番号を交付された人々は、「供給地は受領者の居住地」の原則に基づき、付加価値税申請を行わなければなりません。

持株会社には特別な規定があります。一般的に、株式の取得、保有、売却は、スイスVAT法の範囲内における商業行為です。会社の持株比率が10%を超えるものは、シェアホールディングとされ、長期投資の意思および相当の影響力を有するとみなされます。商業行為としての株保有と認められることは、持ち株会社が免税放棄のために任意で登録できるということを意味します。株式の売却は基本的には課税対象外の所得ですが(ただし、利子所得のため通常は税引前修正が必要)、登録の利点は、株保有行為の範囲内で支払うべきものである税引前での申請が可能になることです。

10.5.2 課税対象となる物品および役務の提供

VATは以下の取引に課されます。

- 1) スイス(リヒテンシュタインを含む)における物品の輸送、
- 2) スイス(リヒテンシュタインを含む)におけるサービスの提供、
- 3) スイス国外に登記されている事務所を持つ事業者から年間10,000スイスフラン以上の物品またはサービスの購入(および特定の物品のスイス国内への輸送)、
- 4) 物品の輸入。

国外の受領者に提供される特定のサービス(ならびに物品の輸出および国外での物品の輸送)には、VATは非課税、または税率0%となり前段階税が全額還付されます。VAT上の物品の輸送は、スイス商法で物品の輸送と見なされるものに限られていません。VAT法は、機械のメンテナンス、物品の賃貸やリース、電力取引など、VAT税務上は物品の供給とみなされる多数の事業取引を規定しています。

10.5.3 課税対象額

物品およびサービスの提供に関する課税額算出のためのベースは、合意または回収された対価(現金または現物)の総額です。前段階税、すなわち物品・役務の購入時に支払った税額を控除できます。そのため、付加価値分のみが課税されます(全段階相殺の原則)。

10.5.4 税率

2018年1月1日から課税対象である物品・サービスの提供に適用される標準税率は7.7%です。宿泊には3.7%の軽減税率が適用されます。生活必需品である一部の物品・サービス(水、食品、ノンアルコール飲料、食肉、魚、穀類、(電子)書籍、新聞、非営利目的のテレビ・ラジオ放送など)には、2.5%の軽減税率が適用されます。

スイス連邦税務局は、売上が5,005,000スイスフラン未満(VAT含む)、かつ年間納税額が103,000スイスフラン以下(該当する純税率に従って算出)の小規模事業者に対しては、簡略化されたVATの申告手続を認めています。小規模事業者は、標準税率7.7%よりも低い軽減税率を適用してVATを申告することができ、通常のVAT申告手続(売上に課税されるVATから前段階税を控除する)に代えることができます。この簡略化した申告手続は最低1年間継続される必要があり、年2回の申告で済みます。それに対して、通常のVAT申告は四半期に1回行われなければなりません。

10.5.5 免税

法律は、VATが免税となる売上と非課税となる売上を区別しています。いずれの売上にもVATは課税されませんが、前段階税の控除の可否という点において区別されます。

非課税売上の場合、売上を生み出す際に課される税金から前段階税の控除はできません。対象となる事業には、ヘルスケアセクター、教育、文化、スポーツ、社会福祉、ほとんどの銀行および保険事業、不動産の賃貸および販売、賭博、宝くじが含まれます。ただし、上記事業を営む納税者は、銀行、保険事業の利益、また私的利用(居住)に限った不動産賃貸を除き、任意で納税することができます。ただし、銀行業および保険業の売上のほか、居住目的の不動産の使用賃貸については、このような選択をすることはできません。一方、免税売上は、売上を生み出す際に課される税金から前段階税を控除することができます(真正免除)。例えば、物品の輸出は免税となります(10.5.7参照)。

スイス国外での取引は、スイスのVATの対象外です。この種類の売上は、一般的に、国際的なビジネスモデルから生み出されます。典型例として、国外の製造会社から製品を仕入れて、会社から直接顧客に第三国の顧客に販売するスイスの商社が挙げられます。この場合、製品は国外の製造会社から出荷されます。国外での物品・サービスの供給に関わる事業活動については、売上がVAT免税でない場合に限り、納税者は前段階税の控除を受けることができます。

10.5.6 前段階税額控除

VATの登録を行った事業者は、課税対象となる物品・サービスの提供時に課されるVAT(売上税)と、課税対象となる物品・サービスの購入時に課されるVAT(前段階税)を納税する義務があります。多くの場合、売上税から前段階税を控除できます。この場合、事業者にとってVATは追加負担にはなりません。VATは、最終消費者または前段階税の還付を受けられない取引による事業(非課税売上を生み出している銀行や保険会社など)にとってのみ、純粋な費用となります。

10.5.7 輸出

輸出品に加え、スイス国外に居住する受領者に提供された特定のサービスも、スイスの付加価値税(VAT)は免除されます(控除による)。

ただし、スイスの付加価値税法は、サービス提供者の居住地で課税されるサービス、および特別規定が適用されるサービスを規定しています(不動産・ホテル・レストランに関連するサービス、文化・スポーツ・芸術に関連するサービス、旅客輸送など)。国外の受領者に提供されるが、VAT法に規定されていないその他のサービスについては、スイスVATの課税対象外となります(「供給地は受領者の居住地」という包括条項が適用されます)。

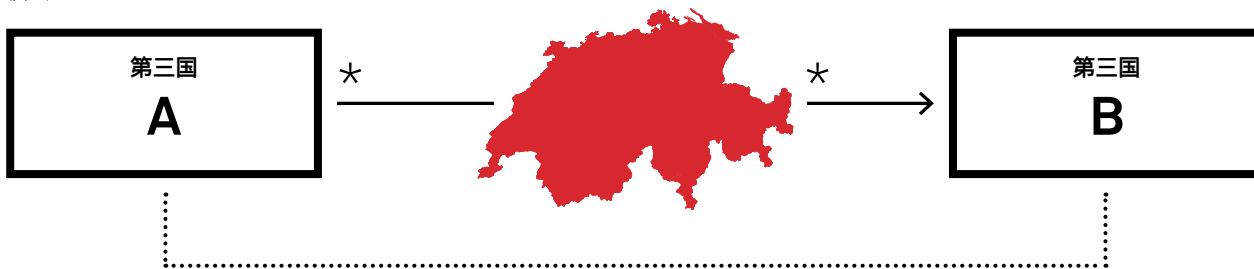
こうしたサービスの提供による売上がVATの免税売上として取り扱われるためには、請求書や契約書などの証票が必要です。同様の条件が輸出にも当てはまり、免税を受けるためには税関の輸出／輸入許可証が必要となります。

10.5.8 国際的な事業活動

スイスの商社がスイス国外の製造会社から製品を購入し、第三国の顧客に販売する場合(製品は製造会社から顧客に直接出荷される)、上記のVATの基本ルールが次のような影響を及ぼします。

国際的な事業活動

(図43)



- インボイス
- 物品の輸送
- * スイスのVATの対象外となる外国での売上

出典：筆者作成

10.5.9 非居住企業

スイスへ、またはスイス国内で物品やサービスを提供する外国の事業者が免税放棄を望む場合、または、対応する売上が10.5.1に記載されている額を超過している場合には、スイス国内に拠点を置く正式なVAT税務代理人を指名することが必要となります。このような事業者は、前段階税を直接請求できます。課税対象者に課税されるサービスのみを提供している外国企業は、VATが免除されます。こうしたサービスには、輸入税の対象とならないスイス国内における納品や、「供給地は受領者の居住地」の原則に基づくサービスなどがあります(例外：非課税二対する電気通信サービスおよび電子サービス)。

スイスでVATの課税対象となる事業活動を行っていない非居住事業者は、スイス国外の売上がスイス付加価値税法上で課税対象となる場合、当該企業の居住国がスイスの事業者と同様の付加価値税還付を認めている場合に限り、スイスの付加価値税還付を請求することができます(VATリファンド)。

「スイスの付加価値税率は7.7%と
欧州域内で最も低率です。」

10.6 その他の税目

10.6.1 印紙税

通常、株式発行(印紙税は資本税としても知られています)または有価証券取引(有価証券譲渡印紙税)など、特殊な法的取引を行った場合、印紙税の納税義務が発生します。

国内企業が株式発行および増資を行う場合、発行であれ増資であれ、100万スイスフランを超える額(時価)に対して1%課税されます。

スイスの証券会社が取引契約当事者または仲介業者としてスイス国内外の有価証券の取引を行う場合、スイス有価証券取引印紙税(「有価証券取引高税」とも呼ばれる)が課税されます。発行者の居住国(スイスまたはその他の国)により、税率は0.15%または0.3%で、税額は取引された有価証券の対価に基づいて算定されます。

スイスの証券会社は、自己勘定またはスイスの銀行や他の金融機関などの他者に代わって、有価証券の取引に専門的に従事する者と定義されます。加えて、課税対象となる有価証券を1,000万スイスフラン以上(簿価)保有する会社、およびスイスの証券を扱うスイス証券取引所の遠隔地会員で同取引所に上場している会社は、スイスの証券会社と見なされます。

10.6.2 不動産税

スイスの不動産を源泉とするキャピタルゲインには、不動産を所在する州の税制に応じて、州税である特別不動産譲渡益税、または通常の法人所得税のどちらかが課されます。

キャピタルゲインへの課税権は、州および市町村に留保されます。不動産の譲渡は連邦レベルでは課税されない一方で、大半の州では譲渡税が課されます。原則として、譲渡税は不動産の取得価格または課税額に基づいて徴収され、通常は、不動産取得者が納税します。州によって税率は1-3%と異なります。

更に、一般富裕税に加えて、約半数の州は、不動産に対して特別富裕税を年ベースで徴収しています。特別富裕税は不動産の所在地で課税され、債務控除は考慮されず、不動産の時価または課税額に基づいて査定されます。適用税率は最大で0.3%です。

10.7 租税条約

国内外における二重課税を最小限に抑えるため、スイスは、主要先進国をはじめとする多数の国と直接所得税に関する租税条約を締結しています。これらの租税条約の大半は、所得や資産に対する課税範囲を定め、二重課税の排除方法を示したOECDモデル租税条約の原則に則っています。スイスは免税方式を採用しており、国外で発生した所得は、国内の課税が免除されます。このような所得および資産は、適用税率の算定に限って考慮されます(累進税率)。特定の所得(配当金、利子、ライセンス料)については、所得源泉国と受領者の居住国の両国に課税権があります。しかし、租税条約により所得源泉国の課税権が制限され、所得源泉国で支払った税額を、受領者の居住国で支払った税額から控除することができます(外国税額控除制度)。現在までに80以上の租税条約が発効されており、加えてEUとの二国間協定も2005年7月1日に発効となりました。スイスの租税条約は国際条約として扱われるため、連邦、州、市町村の課税規定より優先されます。

スイスの租税条約は、条約締結国の一方または双方の居住者(個人または会社)に適用されます。10.3.5に記載されているように、一括税(ランブサム税)の納税を申請するスイス居住者は、通常、租税条約の減免措置を受ける資格があります。ただし、一部の租税条約には、租税条約の優遇措置の適用を受けるために満たすべき特別な条件が定められています。

スイスは直接所得税に関する租税条約の他に、相続税・遺産税の分野でも、租税条約を結んでいます。しかし、贈与税においては、これまで租税条約の交渉を行っていません。また、越境通勤者、国際航空運送税、国際機関およびその職員への課税に関する特別条約も複数締結しています。

10.8 税制法案17

スイスは現在、法人税制の改正を進めています。その目的は、企業にとって魅力的な環境を整え、課税方式を世界標準に適合させることです。

連邦財務省(EFD)は税制法案17(SV17)に沿って、新たな提案を行っています。この改正案は、早ければ2020年に施行されると見られています。施行が決まるまでは、スイス国内で現行の魅力的な税制が引き続き適用されます。

税制法案17に関する最新の情報は、連邦財務省(EFD)のホームページにてご覧ください。

www.efd.admin.ch > Tax proposal 17

連邦財務省(EFD)

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語

www.s-ge.com/corporate-taxation

スイスにおける法人税制の概要

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、日本語

10.9 移転価格税制

スイス税法によると、グループ会社間取引は、独立企業原則(アームズ・レングス原則)に従って行われなければなりません。スイスは、移転価格税制を別途定めておらず、近い将来に制定する予定もありません。その代わりに、スイス税務当局は、移転価格の設定に関するOECDの指針に沿って、関連者間取引が独立企業原則に従って行われたか否かを判断します。スイスには、移転価格に特化した文書化規定は、存在しません。しかし、スイスで事業を行う会社は、関連者間の取引が独立企業原則(アームズ・レングス原則)で行われていることを証明する書類を用意する必要があります。

www.efd.admin.ch

連邦財務省(EFD)

言語：ドイツ語、英語、フランス語、イタリア語